

会津若松市復興推進計画

平成24年3月28日
福島県会津若松市

1. 計画の区域

会津若松市全域

2. 計画の目標

東北地方太平洋沖地震後の原子力発電所事故に伴う風評は、特に観光業や農業といった本市を代表する産業に直接的な被害を与えるとともに、関連するサービス業や製造業などへの影響や雇用の不安定化が懸念されるなど、地域経済や市民生活に不安を生んでいる状況にある。

このような中で、本市の地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、福島復興に貢献していくとともに、本市経済の活力再生及び雇用確保を図るため、引き続き風評の払拭に取り組みながら、本市の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を進める。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の中核的産業を担う立地企業の設備投資等への支援を通じて、本市の産業、地域資源等の優位性を活かした経済活力再生を図り、安定した雇用の確保を促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する三菱伸銅株式会社（以下「対象企業」という。）の操業の継続に関して、伸銅品の設備増強に対して必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

伸銅品製造業は本市の製造業における年間出荷額の約20%を占め、福島県内最大の出荷額等を上げる本市の中核的産業である。また、エネルギーの使用の合理化に資する輸送用機械器具事業、半導体などのIT関連産業等、本市の産業や地域資源等を活かす産業の基盤製品を担う基幹産業でもあり、雇用規模も大きい。

伸銅品の設備増強により対象企業は新規採用を見込んでおり、このように本市が県内を代表する中核企業への工場設備増強支援を行うことは、計画の目標である「本市の地勢や産業、地域資源等の優位性を活かし、福島復興に貢献していくとともに、本市経済の活力再生及び雇用確保を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成へ大きく寄与するものである。

③施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 3、5、6、8 号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

(株)日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3 億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第 44 条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

伸銅品を製造する本市の対象企業は、県内最大規模の出荷額等のみならず、その有する技術、製品は世界的なレベルを誇る企業である。当該計画に定められた復興事業の推進は、本市産業のみならず福島県の復興を牽引し、かつ国内各種産業の維持、発展に大きく貢献するものである。

また、こうした企業の設備増強は本市での操業の継続維持につながるものであり、エネルギーの使用の合理化に資する事業や I Tをはじめとする関連産業の活性化と雇用の確保に結びつき、ひいては、本市経済活力の再生と市民生活の安定が期待できるものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、会津若松市、会津若松商工会議所、株式会社日本政策投資銀行、株式会社東邦銀行、対象企業を構成員とする会津若松市復興・再生推進協議会（地域協議会）において、法第 4 条第 6 項に基づく協議を行った。